

事業主様

平成26年3月1日

川口工業健康保険組合
理事長 駒 英明
(公印省略)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における
被保険者等(震災発生後、他市町村へ転出した方を含む)に係る
一部負担金免除措置延長のお知らせ

平素は、組合運営に格別なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における被保険者の方が保険医療機関等に受診する際の一部負担金(窓口負担分)の免除措置期間は平成26年2月28日までとなっておりますが、今般 厚生労働省通知に基づき第180回組合会にて慎重審議され免除措置延長実施が決定いたしました。

記

- 標記該当被保険者の方の一部負担金免除措置

→ 平成27年2月28日まで延長

但し、上位所得者(標準報酬月額53万円以上の被保険者)につきましては、一部負担金免除措置を平成26年9月30日まで延長

以上